

令和6年度姫路市地域保健包括業務委託契約仕様書

第一章 委託業務の一覧

1 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する定期の予防接種

- ①ロタウイルス感染症
- ②B型肝炎
- ③H i b感染症
- ④小児の肺炎球菌感染症
- ⑤五種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき・急性灰白髄炎・H i b感染症）
- ⑥四種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき・急性灰白髄炎）
- ⑦三種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき）
- ⑧急性灰白髄炎（不活化ポリオ）
- ⑨B C G
- ⑩水痘
- ⑪麻しん風しん混合第1～4期（麻しん単独・風しん単独も含む）
- ⑫日本脳炎
- ⑬二種混合（ジフテリア・破傷風）
- ⑭ヒトパピローマウイルス感染症
- ⑮風しん第5期（抗体検査、予防接種）
- ⑯高齢者インフルエンザ
- ⑰高齢者の肺炎球菌感染症

2 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条及び15条に規定する健康診断、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2に規定する定期の健康診断

- ①結核精密健診（児童・生徒）
- ②結核精密健診（教職員）

3 母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導、同第12条及び第13条に規定する健康診査

- ①出生前小児保健指導
- ②乳児一般健康診査
- ③3歳児視覚精密検査結果報告
- ④3歳児聴覚健康診査

4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第24条に規定する特定保健指導

- ①特定保健指導

5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第17条に規定する健康診断

①結核接触者健康診断

6 健康増進法（平成14年法律第103号）第18条に規定する専門的な栄養指導

①D K D栄養食事指導

7 健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定する健康増進事業として市町村が実施する業務

- ①胃がんリスク判定（検査）
- ②胃がん（胃部エックス線検査）個別検診
- ③胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査、胃内視鏡検査）検診
- ④子宮がん検診
- ⑤乳がん検診
- ⑥肝炎ウイルス検査（感染リスクの者も含む）
- ⑦健康診査事業（生活保護受給者健診）
- ⑧大腸がん検診
- ⑨骨粗しょう症検診

第二章 委託業務の仕様等

1 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する定期の予防接種

項番	1 ①～⑭																														
名称	A類疾病の予防接種																														
仕様	<p>1 委託業務 乙は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定される定期の予防接種として、A類疾病の予防接種業務を実施する。 但し、乙が甲に対してその実施を表明していないものを除く。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、予防接種法施行令で定める者のうち、姫路市に住所を有する者とする。</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。</p> <p>(1) 接種対象者の確認 (2) 予防接種の説明 (3) 予診 (4) ワクチンの接種 (5) 母子健康手帳等への証明又は接種済証の交付 (6) 接種後の保健指導 (7) 接種したワクチン名、接種量及びロットナンバー及び接種日の記録 (8) 厚生労働省に対する副反応報告 (9) ワクチンの購入及び管理 (10) 自己負担額がある場合の費用徴収 (11) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、姫路市予防接種実施要領に沿って実施すること。</p>																														
委託料	<p>委託料は、下表の単価に、その予防接種又は予診のみを実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 60%;">予防接種の種類</th> <th style="width: 15%;">接種</th> <th style="width: 20%;">予診のみ (不応)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ロタウイルス感染症1価</td> <td>15,543円</td> <td>3,580円</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>ロタウイルス感染症5価</td> <td>10,277円</td> <td>3,580円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B型肝炎0.25ml</td> <td>7,091円</td> <td>3,580円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B型肝炎0.5ml 注1</td> <td>7,251円</td> <td>3,580円</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>Hib感染症</td> <td>9,599円</td> <td>3,580円</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>小児の肺炎球菌感染症</td> <td>12,677円</td> <td>3,580円</td> </tr> </tbody> </table>				予防接種の種類	接種	予診のみ (不応)	①	ロタウイルス感染症1価	15,543円	3,580円	①	ロタウイルス感染症5価	10,277円	3,580円	②	B型肝炎0.25ml	7,091円	3,580円	②	B型肝炎0.5ml 注1	7,251円	3,580円	③	Hib感染症	9,599円	3,580円	④	小児の肺炎球菌感染症	12,677円	3,580円
	予防接種の種類	接種	予診のみ (不応)																												
①	ロタウイルス感染症1価	15,543円	3,580円																												
①	ロタウイルス感染症5価	10,277円	3,580円																												
②	B型肝炎0.25ml	7,091円	3,580円																												
②	B型肝炎0.5ml 注1	7,251円	3,580円																												
③	Hib感染症	9,599円	3,580円																												
④	小児の肺炎球菌感染症	12,677円	3,580円																												

	⑤	五種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき・急性灰白髄炎・H i b感染症）	20,817円	3,580円
	⑥	四種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき・急性灰白髄炎）	11,907円	3,580円
	⑦	三種混合（ジフテリア・破傷風・百日せき）	6,061円	3,580円
	⑧	急性灰白髄炎（不活化ポリオ）	10,395円	3,580円
	⑨	B C G	11,550円	3,580円
	⑩	水痘	10,065円	3,580円
	⑪	麻しん風しん混合1期	11,055円	3,580円
	⑪	麻しん風しん混合2期	10,642円	3,580円
	⑪	麻しん風しん混合3期、4期 注2	10,642円	3,580円
	⑪	麻しん1期	7,480円	3,580円
	⑪	麻しん2期	7,067円	3,580円
	⑪	麻しん3期、4期 注2	7,067円	3,580円
	⑪	風しん1期	7,491円	3,580円
	⑪	風しん2期	7,078円	3,580円
	⑪	風しん3期、4期 注2	7,078円	3,580円
	⑫	日本脳炎1期	7,562円	3,580円
	⑫	日本脳炎2期	7,150円	3,580円
	⑬	二種混合（ジフテリア・破傷風）	5,005円	3,580円
	⑭	ヒトパピローマウイルス感染症2価、4価	16,775円	3,580円
	⑭	ヒトパピローマウイルス感染症9価	26,797円	3,580円
	注1：原則0.25mlワクチンを使用する。			
	注2：長期療養を必要とする疾病等のため定期予防接種の機会を逸した者から申請があった場合。			
提出先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所防疫課 予防接種担当			
提出物	・定期予防接種事業（A類）実施報告書兼請求書 ・予診票 注：予診票は、種類毎にまとめて提出すること。			

項番	1 ⑭					
名称	風しん第5期（抗体検査、予防接種）					
仕様	<p>1 委託業務 乙は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定される定期の予防接種として、風しん第5期（抗体検査、予防接種）業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、予防接種法施行令で定める者のうち、姫路市に住所を有する者とする。</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。</p> <p>(1) 対象者の確認 (2) 抗体検査及び結果の説明 (3) 予防接種の説明 (4) 予診 (5) ワクチンの接種 (6) 母子健康手帳等への証明又は接種済証の交付 (7) 接種後の保健指導 (8) 接種したワクチン名、接種量及びロットナンバー及び接種日の記録 (9) 厚生労働省に対する副反応報告 (10) ワクチンの購入及び管理 (11) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、下記の要項に沿って実施すること。</p> <p>(1) 姫路市予防接種実施要領 (2) 厚生労働省「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた医療機関・健診機関向け手引き」</p>					
委託料	<p>1 抗体検査 抗体検査の委託料は、「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた手引き」（厚生労働省健康局）で示された価格（下表のとおり）にその検査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。なお、今後、同手引きの検査方法および価格が変更された場合は、これによるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="328 1883 1434 2022"> <tr> <td data-bbox="328 1883 863 2022">類型</td> <td data-bbox="863 1883 1150 2022">HI法、LTI法、ICA法</td> <td data-bbox="1150 1883 1434 2022">EIA法、ELFA法、CLEIA法、FIA法、CLIA法</td> </tr> </table>			類型	HI法、LTI法、ICA法	EIA法、ELFA法、CLEIA法、FIA法、CLIA法
類型	HI法、LTI法、ICA法	EIA法、ELFA法、CLEIA法、FIA法、CLIA法				

	ア 健診等の機会に行う場合	1, 4 1 9円	2, 9 4 8円	
	イ 月曜日から金曜日の午前8時から午後6時までの間、又は土曜日の午前8時から正午までの間に医療機関を受診して行う場合 但し、抗体検査を行う日が休日(注)に該当する場合は、下記ウによる。	5, 4 2 3円	6, 9 5 2円	
	ウ 上記以外の時間に医療機関を受診して行う場合	5, 9 7 3円	7, 5 0 2円	
	注：休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日、同3日及び12月29日から31日までとする。			
	2 予防接種 予防接種の委託料は、下表の単価に、その予防接種又は予診のみを実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。			
		予防接種の種類	接種	予診のみ (不応)
	⑭	風しん第5期 注	10, 208円	3, 580円
	注：乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）を使用すること。			
提出先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所防疫課 予防接種担当			
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種事業（風しん第5期）実施報告書兼請求書 ・予診票 ・抗体検査受診票 注：予診票及び抗体検査受診票は、種類毎にまとめて提出すること。			

項番	1 ⑮⑯														
名称	B類疾病の予防接種														
仕様	<p>1 委託業務 乙は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定される定期の予防接種として、B類疾病の予防接種業務を実施する。 但し、乙が甲に対してその実施を表明していないものを除く。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、予防接種法施行令で定める者のうち、姫路市に住所を有する者とする。</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。</p> <p>(1) 接種対象者の確認 (2) 予防接種の説明 (3) 予診 (4) ワクチンの接種 (5) 接種済証の交付 (6) 接種後の保健指導 (7) 接種したワクチン名、接種量及びロットナンバー及び接種日の記録 (8) 厚生労働省に対する副反応報告 (9) ワクチンの購入及び管理 (10) 自己負担額がある場合の費用徴収 (11) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 費用徴収 上記3(10)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）</p>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 1368 660 1406">予防接種の種類</th> <th data-bbox="676 1368 1225 1406">類型</th> <th data-bbox="1225 1368 1441 1406">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 1406 676 2022" rowspan="2">高齢者インフルエンザ</td> <td data-bbox="676 1406 1225 1458">自己負担あり</td> <td data-bbox="1225 1406 1441 1458">1,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 1458 1225 2022"> 下記のいずれかの書類を持参した者 ・被保護証明書 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し （第1～3段階） ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証写し（区分Ⅰ・Ⅱ） </td> <td data-bbox="1225 1458 1441 2022">無料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 2022 676 2022" rowspan="2">高齢者の肺炎球菌感染症</td> <td data-bbox="676 2022 1225 2074">自己負担あり</td> <td data-bbox="1225 2022 1441 2074">4,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="676 2074 1225 2022"> 下記のいずれかの書類を持参した者 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し （第1～3段階） </td> <td data-bbox="1225 2074 1441 2022">2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	予防接種の種類	類型	金額	高齢者インフルエンザ	自己負担あり	1,500円	下記のいずれかの書類を持参した者 ・被保護証明書 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し （第1～3段階） ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証写し（区分Ⅰ・Ⅱ）	無料	高齢者の肺炎球菌感染症	自己負担あり	4,000円	下記のいずれかの書類を持参した者 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し （第1～3段階）	2,000円	
	予防接種の種類	類型	金額												
	高齢者インフルエンザ	自己負担あり	1,500円												
		下記のいずれかの書類を持参した者 ・被保護証明書 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し （第1～3段階） ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証写し（区分Ⅰ・Ⅱ）	無料												
高齢者の肺炎球菌感染症	自己負担あり	4,000円													
	下記のいずれかの書類を持参した者 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し （第1～3段階）	2,000円													

		・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証写し（区分Ⅰ・Ⅱ）		
		被保護証明書を持参した者	無料	
	<p>5 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>6 その他 業務の手順は、姫路市予防接種実施要領に沿って実施すること。</p>			
委託料	委託料は、下表の単価に、その予防接種又は予診のみを実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。			
	予防接種の種類	単価		
	高齢者インフルエンザ	自己負担あり	3,725円	
		下記のいずれかの書類を持参した者 ・被保護証明書 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し（第1～3段階） ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証写し（区分Ⅰ・Ⅱ）	5,225円	
		予診のみ（不応）	3,168円	
		自己負担あり	4,309円	
	高齢者肺炎球菌	自己負担あり	4,309円	
下記のいずれかの書類を持参した者 ・市民税にかかる証明書 ・介護保険料納付通知書写し（第1～3段階） ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証写し（区分Ⅰ・Ⅱ）		6,309円		
被保護証明書を持参した者		8,309円		
予診のみ（不応）		3,168円		
提出先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所防疫課 予防接種担当			
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種事業実施報告書（高齢者肺炎球菌）兼請求書又は定期予防接種事業実施報告書（高齢者インフルエンザ）兼請求書 ・予診票 ・各種証明書 <p>注：予診票は、種類毎にまとめて提出すること。</p> <p>注：各種証明書は、種類ごとに予診票と分けて提出すること。</p>			

2 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条及び15条に規定する健康診断、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2に規定する健康診断

項番	2①											
名称	結核精密健診（児童・生徒）											
仕様	<p>1 委託業務 乙は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2に規定される健康診断として、結核精密健診（児童・生徒）業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は下記のいずれかに該当する者とする。 (1) 姫路市立の小学校、中学校及び特別支援学校の小学部及び中学部、並びに義務教育学校の児童・生徒のうち、定期健康診断において学校医に精密検査が必要と判定された者 (2) 姫路市立の高等学校の1年生、特別支援学校の高等部の1年生、あかつき中学校の入学者及び編入学者の生徒のうち、胸部エックス線撮影検査の結果異常が認められた者 (3) 定期健康診断後に転入した海外居住歴のある児童・生徒のうち、過去3年以内に結核高まん延国で6ヵ月以上の滞在歴がある者</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 診察 (2) エックス線直接撮影 (3) 喀痰検査（1回法、塗抹検査と遺伝子検査（結核菌PCR法）） (4) T-S P O T検査 (5) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、結核精密検査実施要領（児童生徒）に沿って実施すること。</p>											
委託料	<p>委託料は、下表の単価に、その検査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <table border="1" data-bbox="328 1700 1436 2029"> <thead> <tr> <th data-bbox="328 1700 1059 1751">受診者に対して行った結核精密検査の内容</th> <th data-bbox="1059 1700 1436 1751">当該検査に係る委託料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 1751 1059 1803">ア 診察</td> <td data-bbox="1059 1751 1436 1803">3, 168円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1803 1059 1854">イ 診察、エックス線直接撮影（アナログ）</td> <td data-bbox="1059 1803 1436 1854">4, 895円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1854 1059 1944">ウ 診察、エックス線直接撮影（アナログ）及び喀痰検査</td> <td data-bbox="1059 1854 1436 1944">12, 980円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1944 1059 2029">エ 診察、エックス線直接撮影（アナログ）及びT-S P O T検査</td> <td data-bbox="1059 1944 1436 2029">14, 795円</td> </tr> </tbody> </table>		受診者に対して行った結核精密検査の内容	当該検査に係る委託料の額	ア 診察	3, 168円	イ 診察、エックス線直接撮影（アナログ）	4, 895円	ウ 診察、エックス線直接撮影（アナログ）及び喀痰検査	12, 980円	エ 診察、エックス線直接撮影（アナログ）及びT-S P O T検査	14, 795円
受診者に対して行った結核精密検査の内容	当該検査に係る委託料の額											
ア 診察	3, 168円											
イ 診察、エックス線直接撮影（アナログ）	4, 895円											
ウ 診察、エックス線直接撮影（アナログ）及び喀痰検査	12, 980円											
エ 診察、エックス線直接撮影（アナログ）及びT-S P O T検査	14, 795円											

	オ 診察、エックス線直接撮影（アナログ）、喀痰検査 及びT-S P O T検査	21,505円
	カ 診察、エックス線直接撮影（デジタル）	5,478円
	キ 診察、エックス線直接撮影（デジタル） 及び喀痰検査	13,563円
	ク 診察、エックス線直接撮影（デジタル） 及びT-S P O T検査	15,378円
	ケ 診察、エックス線直接撮影（デジタル）、喀痰検査 及びT-S P O T検査	22,088円
提出先	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市教育委員会健康教育課 体育安全係	
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・結核精密検診実施報告書兼請求書 ・結核精密検査券（C票） 	

項 番	2②																					
名 称	結核精密検査（教職員）																					
仕 様	<p>1 委託業務 乙は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第15条及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2に規定される健康診断として、結核精密健診（教職員）業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、姫路市立幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校・義務教育学校に在籍する教職員のうち、定期健康診断における胸部直接撮影結果により要精密検査者と判定された者とする。</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること（但し、検査項目は下記のものに限る）。</p> <p>(1) 診察 (2) エックス線直接撮影 (3) 喀痰検査（1回法、塗抹検査と遺伝子検査（結核菌PCR法）） (4) T-S P O T検査 (5) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、教職員結核精密検査依頼書に沿って実施すること。</p>																					
委託料	<p>委託料は、下表の単価に、その検査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <table border="1" data-bbox="331 1272 1433 2033"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 1272 1058 1317">受診者に対して行った結核精密検査の内容</th> <th data-bbox="1058 1272 1433 1317">当該検査に係る委託料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 1317 1058 1361">ア 診察</td> <td data-bbox="1058 1317 1433 1361">3, 168円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1361 1058 1406">イ 診察、エックス線直接撮影（アナログ）</td> <td data-bbox="1058 1361 1433 1406">4, 895円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1406 1058 1507">ウ 診察、エックス線直接撮影（アナログ） 及び喀痰検査</td> <td data-bbox="1058 1406 1433 1507">12, 980円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1507 1058 1608">エ 診察、エックス線直接撮影（アナログ） 及びT-S P O T検査</td> <td data-bbox="1058 1507 1433 1608">14, 795円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1608 1058 1697">オ 診察、エックス線直接撮影（アナログ）、喀痰検査 及びT-S P O T検査</td> <td data-bbox="1058 1608 1433 1697">21, 505円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1697 1058 1742">カ 診察、エックス線直接撮影（デジタル）</td> <td data-bbox="1058 1697 1433 1742">5, 478円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1742 1058 1843">キ 診察、エックス線直接撮影（デジタル） 及び喀痰検査</td> <td data-bbox="1058 1742 1433 1843">13, 563円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1843 1058 1933">ク 診察、エックス線直接撮影（デジタル） 及びT-S P O T検査</td> <td data-bbox="1058 1843 1433 1933">15, 378円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1933 1058 2033">ケ 診察、エックス線直接撮影（デジタル）、喀痰検査 及びT-S P O T検査</td> <td data-bbox="1058 1933 1433 2033">22, 088円</td> </tr> </tbody> </table>		受診者に対して行った結核精密検査の内容	当該検査に係る委託料の額	ア 診察	3, 168円	イ 診察、エックス線直接撮影（アナログ）	4, 895円	ウ 診察、エックス線直接撮影（アナログ） 及び喀痰検査	12, 980円	エ 診察、エックス線直接撮影（アナログ） 及びT-S P O T検査	14, 795円	オ 診察、エックス線直接撮影（アナログ）、喀痰検査 及びT-S P O T検査	21, 505円	カ 診察、エックス線直接撮影（デジタル）	5, 478円	キ 診察、エックス線直接撮影（デジタル） 及び喀痰検査	13, 563円	ク 診察、エックス線直接撮影（デジタル） 及びT-S P O T検査	15, 378円	ケ 診察、エックス線直接撮影（デジタル）、喀痰検査 及びT-S P O T検査	22, 088円
受診者に対して行った結核精密検査の内容	当該検査に係る委託料の額																					
ア 診察	3, 168円																					
イ 診察、エックス線直接撮影（アナログ）	4, 895円																					
ウ 診察、エックス線直接撮影（アナログ） 及び喀痰検査	12, 980円																					
エ 診察、エックス線直接撮影（アナログ） 及びT-S P O T検査	14, 795円																					
オ 診察、エックス線直接撮影（アナログ）、喀痰検査 及びT-S P O T検査	21, 505円																					
カ 診察、エックス線直接撮影（デジタル）	5, 478円																					
キ 診察、エックス線直接撮影（デジタル） 及び喀痰検査	13, 563円																					
ク 診察、エックス線直接撮影（デジタル） 及びT-S P O T検査	15, 378円																					
ケ 診察、エックス線直接撮影（デジタル）、喀痰検査 及びT-S P O T検査	22, 088円																					

提出先	〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市教育委員会教職員課 安全衛生担当
提出物	・結核精密検査実施報告書兼請求書 ・教職員結核精密検査券（C票）

3 母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導、同第12条及び第13条に規定する健康診査

項番	3①
名称	出生前小児保健指導
仕様	<p>1 委託業務 乙は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に規定される健康診査として、出生前小児保健指導業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有する育児不安の高い妊婦等とする。</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。</p> <p>(1) 産科医の業務内容 ア 産科医療診療情報の提供 イ 小児科医との連携 ウ その他業務を行うために必要なこと</p> <p>(2) 小児科医の業務内容 ア 小児科医療育児指導 イ 産科医との連携 ウ その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、出生前小児保健指導事業実施要領に沿って実施すること。</p>
委託料	<p>委託料は、下記の単価に、その保健指導を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <p>1 産科医療診療情報提供料 1件当たり 2,750円 (税抜単価2,500円、消費税及び地方消費税250円)</p> <p>2 小児科医療育児指導料 1件当たり 4,598円 (税抜単価4,180円、消費税及び地方消費税418円)</p>
提出先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所健康課 母子保健担当
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・出生前小児保健指導実施報告書兼請求書 ・産科医の場合：出生前小児保健指導紹介状② ・小児科医の場合：出生前小児保健指導結果報告書②

項番	3②
名称	乳児一般健康診査
仕様	<p>1 委託業務 乙は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条に規定される健康診査として、乳児一般健康診査業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有する次の各号に定める乳児とする。 (1) 乳児一般健康診査 満4か月を超え満5か月までの児 (2) 10か月児一般健康診査 満10か月を超え満11か月までの児</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 乳児一般健康診査 (2) 10か月児健康診査 (3) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、乳児一般健康診査委託実施要綱及び10か月児一般健康診査委託実施要綱に沿って実施すること。</p>
委託料	<p>委託料は、下記の単価に、その健康診査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <p>1 乳児一般健康診査 1件あたり 5,604円 (単価5,095円、消費税及び地方消費税509円)</p> <p>2 10か月児一般健康診査 1件あたり 5,604円 (単価5,095円、消費税及び地方消費税509円)</p>
提出先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所健康課 母子保健担当
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児一般健康診査実施報告書兼請求書 ・乳児一般健康診査を実施した場合：4か月児健康診査票 ・10か月児一般健康診査を実施した場合：10か月児健康診査票

項 番	3③
名 称	3歳児視覚精密検査結果報告
仕 様	<p>1 委託業務 乙は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条に規定される健康診査の一環として実施した3歳児視覚精密検査の結果報告業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有し、3歳児視覚健康診査において、より精密に健康診査を行う必要があると認められた児とする。</p> <p>3 実施内容 乙は、3歳児視覚精密検査の結果報告業務を実施すること。</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、3歳児視覚精密検査結果報告手順書に沿って実施すること。</p>
委託料	<p>委託料は、下記の単価に、その健康診査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <p>精密検査及び報告書作成1件あたり 449円 （単価409円、消費税及び地方消費税40円）</p>
提出先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所健康課 母子保健担当
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳児視覚精密検査結果報告書兼請求書 ・ 3歳児視覚精密検査報告書（診療情報提供書）

項 番	3④
名 称	3歳児聴覚健康診査
仕 様	<p>1 委託業務 乙は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条に規定される健康診査として、3歳児聴覚健康診査業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有し、3歳児健康診査のスクリーニングにおいて、より精密に健康診査を行う必要があると認められた児とする。</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 聴覚健康診査 (2) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、3歳児聴覚健康診査実施手順書に沿って実施すること。</p>
委 託 料	<p>委託料は、下記の単価に、その健康診査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <p>健康診査及び報告書作成1件あたり 3,993円 （単価3,630円、消費税及び地方消費税363円）</p>
提 出 先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所健康課 母子保健担当
提 出 物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳児聴覚健康診査結果報告書兼請求書 ・ 3歳児聴覚健康診査結果報告書（診療情報提供書）

4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第24条に規定する特定保健指導

項番	4①																					
名称	特定保健指導																					
仕様	<p>1 委託業務 乙は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第24条に規定する特定保健指導として、特定保健指導業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、下記のいずれかの者であって姫路市国民健康保険の被保険者であることを確認した者とする。</p> <p>(1) 甲が交付した特定健康診査健診結果通知書を提示した者</p> <p>(2) 甲が交付した下記のいずれかの階層化結果が記載された特定保健指導案内を提示した者</p> <p>ア 「積極的支援」</p> <p>イ 「動機付け支援」</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。</p> <p>(1) 動機付け支援</p> <p>(2) 積極的支援</p> <p>(3) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 業務の手順は、特定保健指導実施マニュアルに沿って実施すること。</p> <p>(2) 甲は、実施報告書の内容を国民健康保険連合会の特定健診等データ管理システムに登録する。</p>																					
委託料	<p>委託料は、下表の単価に、その指導を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <table border="1" data-bbox="328 1458 1434 1933"> <tr> <td data-bbox="328 1458 882 1505">動機付け支援</td> <td data-bbox="882 1458 1434 1505">7,898円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="328 1505 1434 1552">(支払条件)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1552 882 1599">初回指導時（委託料の8/10）</td> <td data-bbox="882 1552 1434 1599">6,318円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1599 882 1646">最終評価時（委託料の2/10）</td> <td data-bbox="882 1599 1434 1646">1,580円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1646 882 1693">途中終了時（委託料の1/10）</td> <td data-bbox="882 1646 1434 1693">790円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1693 882 1740">積極的支援</td> <td data-bbox="882 1693 1434 1740">23,756円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="328 1740 1434 1787">(支払条件)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1787 882 1834">初回指導時（委託料の4/10）</td> <td data-bbox="882 1787 1434 1834">9,502円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1834 882 1881">最終評価時（委託料の6/10）</td> <td data-bbox="882 1834 1434 1881">14,254円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1881 882 1928">途中終了時</td> <td data-bbox="882 1881 1434 1928">下記アの金額</td> </tr> </table> <p>ア 報告時に委託料の10分の1に加えて、委託料の10分の5に必要なポイント180ポイントの内の獲得ポイントの割合を乗じた金額</p>		動機付け支援	7,898円	(支払条件)		初回指導時（委託料の8/10）	6,318円	最終評価時（委託料の2/10）	1,580円	途中終了時（委託料の1/10）	790円	積極的支援	23,756円	(支払条件)		初回指導時（委託料の4/10）	9,502円	最終評価時（委託料の6/10）	14,254円	途中終了時	下記アの金額
動機付け支援	7,898円																					
(支払条件)																						
初回指導時（委託料の8/10）	6,318円																					
最終評価時（委託料の2/10）	1,580円																					
途中終了時（委託料の1/10）	790円																					
積極的支援	23,756円																					
(支払条件)																						
初回指導時（委託料の4/10）	9,502円																					
最終評価時（委託料の6/10）	14,254円																					
途中終了時	下記アの金額																					

	<p>(算定例)</p> $23,756 \text{ 円} \div 10 + 23,756 \text{ 円} \times (5 \div 10) \times \text{獲得ポイント} \div 180 \text{ ポイント}$ $= 2375.6 + 11,878 \times \text{獲得ポイント} \div 180$
提出先	<p>〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 産業保健課</p>
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導実施報告書 ・ 特定保健指導実施件数報告書 ・ 特定保健指導請求書

5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第17条に規定する健康診断

項番	5①																													
名称	結核接触者健康診断																													
仕様	<p>1 委託業務 乙は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第17条に規定される健康診断として、結核接触者健康診断業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有し、甲が健康診断を勧告し検査が必要と認めた者とする。</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) ツベルクリン反応検査 (2) 胸部エックス線検査 (3) IGRA 検査 (4) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 検査結果報告 乙は、健康診断後速やかに、健康診断実施報告書に検査結果及び胸部エックス線フィルムを添えて甲に報告する。</p> <p>5 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>6 その他 業務の手順は、結核接触者健康診断実施要領に沿って実施すること。</p>																													
委託料	<p>委託料は、下表の単価に、その検査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <table border="1" data-bbox="327 1413 1436 1989"> <thead> <tr> <th data-bbox="327 1413 885 1458">検査種目</th> <th data-bbox="885 1413 1161 1458">6歳未満（税込）</th> <th data-bbox="1161 1413 1436 1458">6歳以上（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="327 1458 885 1503">ツベルクリン反応検査</td> <td data-bbox="885 1458 1161 1503">8,751円</td> <td data-bbox="1161 1458 1436 1503">7,508円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1503 885 1547">ツベルクリン反応検査+IGRA 検査</td> <td data-bbox="885 1503 1161 1547">16,143円</td> <td data-bbox="1161 1503 1436 1547">14,625円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1547 885 1648">IGRA 検査 +胸部エックス線検査アナログ</td> <td data-bbox="885 1547 1161 1648">14,498円</td> <td data-bbox="1161 1547 1436 1648">12,177円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1648 885 1749">IGRA 検査 +胸部エックス線検査デジタル</td> <td data-bbox="885 1648 1161 1749">15,081円</td> <td data-bbox="1161 1648 1436 1749">12,760円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1749 885 1794">IGRA 検査</td> <td data-bbox="885 1749 1161 1794">11,385円</td> <td data-bbox="1161 1749 1436 1794">10,285円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1794 885 1839">胸部エックス線検査アナログ</td> <td data-bbox="885 1794 1161 1839">5,885円</td> <td data-bbox="1161 1794 1436 1839">5,060円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1839 885 1883">胸部エックス線検査デジタル</td> <td data-bbox="885 1839 1161 1883">6,468円</td> <td data-bbox="1161 1839 1436 1883">5,643円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1883 885 1989">胸部エックス線フィルム・CD等の提出のみ</td> <td colspan="2" data-bbox="885 1883 1436 1989">1,100円</td> </tr> </tbody> </table>			検査種目	6歳未満（税込）	6歳以上（税込）	ツベルクリン反応検査	8,751円	7,508円	ツベルクリン反応検査+IGRA 検査	16,143円	14,625円	IGRA 検査 +胸部エックス線検査アナログ	14,498円	12,177円	IGRA 検査 +胸部エックス線検査デジタル	15,081円	12,760円	IGRA 検査	11,385円	10,285円	胸部エックス線検査アナログ	5,885円	5,060円	胸部エックス線検査デジタル	6,468円	5,643円	胸部エックス線フィルム・CD等の提出のみ	1,100円	
検査種目	6歳未満（税込）	6歳以上（税込）																												
ツベルクリン反応検査	8,751円	7,508円																												
ツベルクリン反応検査+IGRA 検査	16,143円	14,625円																												
IGRA 検査 +胸部エックス線検査アナログ	14,498円	12,177円																												
IGRA 検査 +胸部エックス線検査デジタル	15,081円	12,760円																												
IGRA 検査	11,385円	10,285円																												
胸部エックス線検査アナログ	5,885円	5,060円																												
胸部エックス線検査デジタル	6,468円	5,643円																												
胸部エックス線フィルム・CD等の提出のみ	1,100円																													

提出先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所防疫課
提出物	・健康診断実施報告書、検査結果、胸部エックス線フィルム ・結核健康診断等委託料請求書

6 健康増進法（平成14年法律第103号）第18条に規定する専門的な栄養指導

項番	6①
名称	DKD栄養食事指導
仕様	<p>1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第18条に規定される栄養指導に関し、DKD栄養食事指導業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、下記のいずれにも該当する者とする。 (1) 姫路市に住所を有し、糖尿病性腎臓病（DKD）又はその疑いがある者 (2) 栄養食事指導を受ける機会が無く、乙において、甲が実施する管理栄養士による栄養食事指導の必要があると判断した者</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の通り業務を実施すること。 (1) 診療情報（申込書兼指示書）の提供（最大3回まで） (2) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、姫路市栄養食事指導事業実施要領に沿って実施すること。</p>
委託料	<p>委託料は、下記の単価に、その診療情報を提供した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。 1件当たり 2,750円（単価2,500円、消費税及び地方消費税250円）</p>
提出先	〒670-8530 姫路市坂田町3番地 姫路市保健所健康課 健康増進担当
提出物	・DKD栄養食事指導事業 実施報告書 兼 請求書

7 健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定する健康増進事業として市町村が実施する業務

項番	7①					
名称	胃がんリスク判定（検査）					
仕様	<p>1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、胃がんリスク判定（検査）業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、姫路市に住所を有し、前年度中に20歳に到達した者で、無料クーポン券を持参している者とする。</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 問診 (2) ピロリ抗体検査（20歳到達者） (3) 対象者への精密検査の必要性の有無の説明 (4) がんを認めた際の甲への報告 (5) 記録の保存（5年） (6) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 費用徴収</p> <table border="1" data-bbox="328 1081 1437 1182"> <thead> <tr> <th data-bbox="328 1081 1150 1126">類型</th> <th data-bbox="1150 1081 1437 1126">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 1126 1150 1182">無料クーポン</td> <td data-bbox="1150 1126 1437 1182">無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>6 その他 業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。 (1) 姫路市健康診査・がん検診業務実施要領 (2) 姫路市胃がんリスク判定（検査）事業実施マニュアル</p>		類型	金額	無料クーポン	無料
類型	金額					
無料クーポン	無料					
委託料	<p>委託料は、下記の単価に、その検査を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <p>20歳到達者へのリスク判定 1件につき 7,535円</p>					
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課					
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・胃がんリスク判定検査実施報告書兼請求書 ・胃がんリスク判定（検査）受診票 					

項番	7②						
名称	胃がん（胃部エックス線検査）個別検診						
仕様	1 委託業務						
	乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、胃がん（胃部エックス線検査）個別検診業務を実施する。						
	2 対象者						
	本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。						
	(1) 姫路市に住所を有し、当該年度中に満40歳以上となる者のうち、当該年度に胃がん（胃部エックス線検査）個別検診を受けていない者						
	(2) 甲が特に必要と認めた者						
	3 実施内容						
	乙は、下記の業務を実施すること。						
	(1) 対象者の本人確認						
	(2) 問診						
(3) 胃部エックス線撮影（最低8枚）							
(4) 胃部エックス線読影及び一次読影結果の丙への送付							
(5) 対象者への説明							
(6) 自己負担額がある場合の費用徴収							
(7) 記録の保存（5年）							
(8) その他業務を行うために必要なこと							
4 撮影装置							
乙は、撮影機器の種類を明らかにし、撮影機器は日本消化器がん検診学会の定める使用基準を満たすものを使用すること。							
5 費用徴収							
上記3(6)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）							
<table border="1" data-bbox="328 1406 1436 1597"> <thead> <tr> <th data-bbox="328 1406 1110 1451">類型</th> <th data-bbox="1110 1406 1436 1451">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 1451 1110 1507">自己負担あり</td> <td data-bbox="1110 1451 1436 1507">3,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1507 1110 1597">無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td> <td data-bbox="1110 1507 1436 1597">無料</td> </tr> </tbody> </table>		類型	金額	自己負担あり	3,600円	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料
類型	金額						
自己負担あり	3,600円						
無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料						
6 完了報告							
業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。							
7 その他							
業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。							
(1) 姫路市健康診査・がん検診業務実施要領							
(2) 胃がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）							
(3) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（胃がん検診）							

委託料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。	
	類型	金額
	自己負担あり	6, 1 1 3 円
	無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	9, 7 1 3 円
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課	
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・胃がん（胃部エックス線検査）個別検診実施報告書兼請求書 ・胃がん（胃部エックス線検査）個別検診受診票 	

項番	7③	
名称	胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査、胃内視鏡検査）検診	
仕様	1 委託業務	
	乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査、胃内視鏡検査）検診業務を実施する。	
	2 対象者	
	本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	
	(1) 姫路市に住所を有し、当該年度に使用可能な40・50・60歳クーポン券所持者のうち、当該年度に胃がん（胃部エックス線検査）検診、胃がん（胃内視鏡・ピロリ尿素呼気セット検査）検診又は胃がん（胃内視鏡検査）検診を受けていない者	
	(2) 甲が特に必要と認めた者	
	3 実施内容	
	乙は、下記の業務を実施すること。	
	(1) 対象者の本人確認	
	(2) 問診	
(3) 胃内視鏡検査のみ、又は胃内視鏡検査及び尿素呼気検査		
(4) 胃内視鏡検査読影及び一次読影結果の丙への送付		
(5) 対象者への説明		
(6) 自己負担額がある場合の費用徴収		
(7) 記録の保存（5年）		
(8) その他業務を行うために必要なこと		
4 費用徴収		
上記3(6)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）		
検査の種類	類型	金額
胃内視鏡・尿素呼気セット検査	自己負担あり	6,600円
	市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料
胃内視鏡検査のみ	自己負担あり	5,000円
	市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料
5 完了報告		
業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。		
6 その他		
業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。		
(1) 姫路市健康診査・がん検診業務実施要領		
(2) 胃がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）		
(3) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（胃がん検診）		

	(4) 対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル (5) 姫路市胃がん検診（内視鏡・尿素呼気検査）実施手順		
委託料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。		
	1 丙が二次読影したもの		
	胃内視鏡・尿素呼気セット検査	自己負担あり	12,185円
		市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	18,785円
	胃内視鏡検査のみ	自己負担あり	8,793円
		市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	13,793円
	2 自院にて二次読影をしたもの		
	胃内視鏡・尿素呼気セット検査	自己負担あり	13,585円
市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者		20,185円	
胃内視鏡検査のみ	自己負担あり	10,193円	
	市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	15,193円	
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課		
提出物	<ul style="list-style-type: none"> 胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査）検診実施報告書兼請求書 胃がん（胃内視鏡・尿素呼気検査）問診票兼結果票 		

項番	7④																
名称	子宮がん個別検診																
仕様	1 委託業務																
	乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、子宮がん個別検診業務を実施する。																
	2 対象者																
	本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。																
	(1) 姫路市に住所を有する満18歳以上の女性のうち、当該年度4月1日現在偶数歳の者																
	(2) 甲が特に必要と認めた者。																
	3 体部検診の対象者																
子宮がん個別検診と同時に実施する体部検診の対象者は、姫路市に住所を有する者のうち、次に該当する者及び医師が必要と認めた者とする。																	
(1) 年齢50歳以上の者																	
(2) 閉経以降の者																	
(3) 未妊娠者又は最終妊娠から積年を経ている者																	
4 実施内容																	
乙は、下記の業務を実施すること。																	
(1) 対象者の本人確認																	
(2) 問診																	
(3) 細胞診検体採取																	
(4) 子宮頸部細胞診判定																	
(5) 対象者への説明																	
(6) 自己負担額がある場合の費用徴収																	
(7) 記録の保存（5年）																	
(8) その他業務を行うために必要なこと																	
5 費用徴収																	
上記3(6)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 1552 528 1597">検診の種類</th> <th data-bbox="544 1552 1217 1597">類型</th> <th data-bbox="1217 1552 1441 1597">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 1597 544 1765" rowspan="2">頸部検診のみ</td> <td data-bbox="544 1597 1217 1664">18歳以上</td> <td data-bbox="1217 1597 1441 1664">2,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1664 1217 1765">無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td> <td data-bbox="1217 1664 1441 1765">無料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 1765 544 1966" rowspan="3">頸部体部検診同時実施</td> <td data-bbox="544 1765 1217 1821">18歳以上</td> <td data-bbox="1217 1765 1441 1821">3,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1821 1217 1877">無料クーポンを持参した者</td> <td data-bbox="1217 1821 1441 1877">1,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1877 1217 1966">市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td> <td data-bbox="1217 1877 1441 1966">無料</td> </tr> </tbody> </table>	検診の種類	類型	金額	頸部検診のみ	18歳以上	2,200円	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料	頸部体部検診同時実施	18歳以上	3,800円	無料クーポンを持参した者	1,600円	市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料		
検診の種類	類型	金額															
頸部検診のみ	18歳以上	2,200円															
	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料															
頸部体部検診同時実施	18歳以上	3,800円															
	無料クーポンを持参した者	1,600円															
	市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料															
6 完了報告																	

	<p>業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>7 その他</p> <p>業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。</p> <p>(1) 姫路市健康診査・がん検診業務実施要領</p> <p>(2) 子宮がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）</p> <p>(3) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（子宮がん検診）</p>												
<p>委託料</p>	<p>委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <table border="1" data-bbox="328 577 1436 949"> <tr> <td data-bbox="328 577 539 638" rowspan="2">頸部検診のみ</td> <td data-bbox="539 577 1225 638">18歳以上</td> <td data-bbox="1225 577 1436 638">3,839円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 638 1225 734">無料クーポンを持参した者 市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する者</td> <td data-bbox="1225 638 1436 734">6,039円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 734 539 949" rowspan="3">頸部体部検診 同時実施</td> <td data-bbox="539 734 1225 795">18歳以上</td> <td data-bbox="1225 734 1436 795">6,804円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 795 1225 855">無料クーポン持参者</td> <td data-bbox="1225 795 1436 855">9,004円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 855 1225 949">市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する者</td> <td data-bbox="1225 855 1436 949">10,604円</td> </tr> </table>	頸部検診のみ	18歳以上	3,839円	無料クーポンを持参した者 市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する者	6,039円	頸部体部検診 同時実施	18歳以上	6,804円	無料クーポン持参者	9,004円	市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する者	10,604円
	頸部検診のみ		18歳以上	3,839円									
		無料クーポンを持参した者 市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する者	6,039円										
	頸部体部検診 同時実施	18歳以上	6,804円										
無料クーポン持参者		9,004円											
市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する者		10,604円											
<p>提出先</p>	<p>〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課</p>												
<p>提出物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮がん個別検診実施報告書兼請求書 ・子宮がん個別検診受診票 												

項番	7⑤						
名称	乳がん個別検診						
仕様	<p>1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、乳がん個別検診業務を実施する。</p>						
	<p>2 対象者 本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 姫路市に住所を有する満40歳以上の女性のうち、当該年度4月1日現在偶数歳の者 (2) 甲が特に必要と認めた者</p>						
	<p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 対象者の本人確認 (2) 問診 (3) 乳房エックス線撮影 (4) 乳房エックス線読影及び一次読影結果の丙への送付 (5) 対象者への説明 (6) 自己負担額がある場合の費用徴収 (7) 記録の保存（5年） (8) その他業務を行うために必要なこと</p>						
	<p>4 撮影装置 乙は、乳房エックス線装置の種類を明らかにするとともに、マンモグラフィによる乳がん検診の手引き第6版又は、マンモグラフィガイドライン第4版増補版にあげる日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしている装置を使用すること。</p>						
	<p>5 費用徴収 上記3(6)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）</p>						
	<table border="1" data-bbox="328 1458 1434 1664"> <thead> <tr> <th data-bbox="328 1458 1166 1514">類型</th> <th data-bbox="1166 1458 1434 1514">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 1514 1166 1570">自己負担あり</td> <td data-bbox="1166 1514 1434 1570">3,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1570 1166 1664">無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td> <td data-bbox="1166 1570 1434 1664">無料</td> </tr> </tbody> </table>	類型	金額	自己負担あり	3,300円	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料
類型	金額						
自己負担あり	3,300円						
無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料						
<p>6 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p>							
<p>7 その他 業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。 (1) 姫路市健康診査・がん検診業務実施要領 (2) 乳がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用） (3) 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（乳がん検診）</p>							

委託料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。		
	丙が二次読影したもの		
	40～49歳	自己負担あり	5,434円
		無料クーポン・市民税にかかる証明書・被保護証明書 を持参した者	8,734円
	50歳以上	自己負担あり	5,170円
無料クーポン・市民税にかかる証明書・被保護証明書 を持参した者		8,470円	
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課		
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・乳がん個別検診実施報告書兼請求書 ・乳がん検診受診票 		

項番	7⑥													
名称	肝炎ウイルス検査（感染リスクの者も含む）													
仕 様	1 委託業務													
	乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、肝炎ウイルス検査（感染リスクの者も含む）業務を実施する。													
	2 対象者													
	本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。													
	(1) 姫路市内に住所を有する当該年度内に満40歳以上の者で、過去に姫路市がん検診等の肝炎ウイルス検診を受診したことがない者													
	(2) 甲が特に必要と認めた者													
	3 実施内容													
	乙は、下記の業務を実施すること。													
	(1) 対象者の本人確認													
	(2) 問診													
(3) B型肝炎ウイルス検査又はC型肝炎ウイルス検査														
(4) 対象者への説明														
(5) 精密検査を実施した場合の甲への報告														
(6) 自己負担額がある場合の費用徴収														
(7) 記録の保存（5年）														
(8) その他業務を行うために必要なこと														
4 費用徴収														
上記3(6)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="328 1272 1227 1317">類型</th> <th data-bbox="1227 1272 1436 1317">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="328 1317 544 1462" rowspan="2">特定検診 同時受診</td> <td data-bbox="544 1317 1227 1361">自己負担あり</td> <td data-bbox="1227 1317 1436 1361">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1361 1227 1462">無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td> <td data-bbox="1227 1361 1436 1462">無料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1462 544 1603" rowspan="2">単独受診</td> <td data-bbox="544 1462 1227 1507">自己負担あり</td> <td data-bbox="1227 1462 1436 1507">2,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1507 1227 1603">無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td> <td data-bbox="1227 1507 1436 1603">無料</td> </tr> </tbody> </table>		類型		金額	特定検診 同時受診	自己負担あり	1,000円	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料	単独受診	自己負担あり	2,100円	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料
類型		金額												
特定検診 同時受診	自己負担あり	1,000円												
	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料												
単独受診	自己負担あり	2,100円												
	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料												
5 完了報告														
業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。														
6 その他														
業務の手順は、下記の要領に沿って実施すること。														
(1) 姫路市健康診査・がん検診業務実施要領														
(2) 肝炎ウイルス検査実施要領														

委託料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。		
	類型		
	特定検診 同時受診	自己負担あり	2, 476円
		無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	3, 476円
	単独受診	自己負担あり	4, 951円
		無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	7, 051円
HCV-RNA 検査		6, 457円	
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課		
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎ウイルス検診（個別）実施報告書兼請求書 ・ 肝炎ウイルス検診（個別）受診票 		

項 番	7⑦
名 称	健康診査事業（生活保護受給者等健診）
仕 様	<p>1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、健康診査事業（生活保護受給者等健診）業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 姫路市に住所を有する当該年度に40歳以上になる生活保護受給者 (2) 甲が特に必要と認めた者。</p> <p>3 実施内容 乙は、下記の業務を実施すること。 (1) 対象者の本人確認 (2) 健康診査（健診対象者の全員が受ける基本的な健診） (3) 対象者への説明 (4) 記録の保存（5年） (5) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他 業務の手順は、姫路市健康診査・がん検診業務実施要領に沿って実施すること。</p>
委託料	<p>委託料は、単価に、その健診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。 一件につき 7,876円</p>
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査実施報告書兼請求書 ・一般健康診査結果通知書

項番	7⑧							
名称	大腸がん検診							
仕様	<p>1 委託業務</p> <p>乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、大腸がん検診業務を実施する。</p> <p>本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 姫路市に住所を有し、当該年度中に満40歳以上となる者のうち、当該年度に大腸がん検診を受けていない者</p> <p>(2) 甲が特に必要と認めた者</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 対象者の本人確認</p> <p>(2) 問診</p> <p>(3) 対象者への説明</p> <p>(4) 自己負担額がある場合の費用徴収</p> <p>(5) 記録の保存（5年）</p> <p>(6) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>3 費用徴収</p> <p>上記2(6)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）</p> <table border="1" data-bbox="328 1081 1436 1274"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己負担あり</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 完了報告</p> <p>業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>5 その他</p> <p>業務の手順は、「姫路市健康診査・がん検診業務実施要領」に沿って実施すること。</p>		類型	金額	自己負担あり	無料	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料
	類型	金額						
	自己負担あり	無料						
	無料クーポン、市民税にかかる証明書、又は被保護証明書を持参した者	無料						
	委託料	<p>委託料は、単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。</p> <p>一件につき 2,453円</p>						
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課							
提出物	<ul style="list-style-type: none"> ・大腸がん検診（個別）実施報告書兼請求書 ・大腸がん検診（個別）受診票 							

項番	7⑨								
名称	骨粗しょう症検診								
仕様	<p>1 委託業務 乙は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定される健康増進事業として、骨粗しょう症検診業務を実施する。</p> <p>2 対象者 本業務の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 姫路市に住所を有する満40歳以上の女性。 (2) 甲が特に必要と認めた者</p> <p>3 実施方法 乙の施設の検診、または甲が指定する会場において実施すること。 (1) 対象者の本人確認 (2) 問診 (3) 踵骨超音波法（QUS法）による骨検査 (4) 対象者への説明 (5) 自己負担額がある場合の費用徴収 (6) 記録の保存（5年） (7) その他業務を行うために必要なこと</p> <p>4 費用徴収 上記3(5)の費用徴収の金額は下記の通りとする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）</p> <table border="1" data-bbox="327 1176 1433 1384"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己負担あり</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 完了報告 業務委託契約約款第10条第1項の規定の通りとする。</p> <p>6 その他 業務の手順は、「姫路市健康診査・がん検診業務実施要領」に沿って実施すること。</p>		類型	金額	自己負担あり	500円	無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	無料	
	類型	金額							
	自己負担あり	500円							
	無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	無料							
	委託料	委託料は、下表の単価に、その検診を実施した件数を乗じて得た金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。							
		<table border="1" data-bbox="327 1668 1433 1859"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己負担あり</td> <td>1,183円</td> </tr> <tr> <td>無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者</td> <td>1,683円</td> </tr> </tbody> </table>	類型	金額	自己負担あり	1,183円	無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	1,683円	
		類型	金額						
	自己負担あり	1,183円							
	無料クーポン、市民税にかかる証明書、 又は被保護証明書を持参した者	1,683円							
提出先	〒670-0061 姫路市西今宿三丁目7番21号 一般社団法人姫路市医師会 検診課								
提出物	・骨粗しょう症検診実施報告書兼請求書								

	・骨粗しょう症検診結果通知書
--	----------------